

<職員課記入欄>		受付番号	
発行日		発行枚数	枚

## 学校法人 川崎学園 ベビーシッター派遣事業割引券 申請書

申請日：            年            月            日

下記の通り、ベビーシッター派遣事業割引券を申請しますので、よろしくお取り計らい願います。

申請者	所属			
	職名		職員番号	
	フリガナ			
	氏名	※氏名は共済組合員証または健康保険被保険者証と同一の名前を記入ください。		
	E-mail			
		携帯		
	申請者以外の保護者情報	氏名		
		勤務先		
利用資格	<p>次の①から④のすべてに該当する場合のみ利用できるものとする</p> <p><input type="checkbox"/> ①申請者は本学園に雇用されており、乳幼児等の保護者である</p> <p><input type="checkbox"/> ②配偶者(※)の就労・病気療養・求職活動・就学・職業訓練等、又は、ひとり親家庭であることによりサービスを利用しなければ申請者が就労することが困難な状況である</p> <p><input type="checkbox"/> ③申請者がサービスを利用するベビーシッター事業者は、割引券等取扱事業者である</p> <p><input type="checkbox"/> ④ベビーシッター事業者との契約書(写)を添付している、又は、既に提出している(2回目以降は省略可)</p> <p>(※)配偶者には、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(互いをパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した二者間の関係を含む)にある方を含みます。</p>			
対象児童	利用資格・サービス内容	<p>① 対象児童は、乳幼児及び小学3年生までの児童である</p> <p>② 以下に該当する小学6年生までの児童である</p> <p style="margin-left: 20px;">a)「身体障害者福祉法」(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている場合</p> <p style="margin-left: 20px;">b)「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号通知)に基づき療育手帳の交付を受けている場合</p> <p style="margin-left: 20px;">c)その他、地方公共団体が実施する障害児対策の対象となるなど、a、bのいずれかと同等程度の障害を有すると認められた場合</p> <p><input type="checkbox"/> ①.②のどちらかに該当する児童である</p> <p><input type="checkbox"/> 利用するサービスは、家庭内における保育または保育所等への送迎である</p>		
	児童①氏名		生年月日	年    月    日
	児童②氏名		生年月日	年    月    日
	児童③氏名		生年月日	年    月    日
	申請枚数および確認事項	枚	<p><input type="checkbox"/> 申請内容確認後、必要枚数の【割引券URL】をメールで通知します。</p> <p><input type="checkbox"/> 受信した【割引券URL】については、ご自身のスマホに転送してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 都合により、未使用となった割引券については、該当の【割引券URL】を月末までにメールでお知らせください。</p>	

割引券申請内容	利用予定日 ※欄が足りない場合には追加してください。	枚数	対象児童※1	利用内容※2
	月 日( ) : ~ :	枚		
	月 日( ) : ~ :	枚		
	月 日( ) : ~ :	枚		
	月 日( ) : ~ :	枚		
	月 日( ) : ~ :	枚		
	月 日( ) : ~ :	枚		
	月 日( ) : ~ :	枚		
	月 日( ) : ~ :	枚		
	※1 前頁「対象児童」欄の番号を記入ください。 ※2 各利用予定日ごとに以下の英字を記入ください。 <b>A:居室内での保育 B:保育所等への送迎</b>			
上記に時間外及び休日勤務を含む場合はその業務内容について記入ください。				
申請前確認	<input type="checkbox"/> サービスの利用は、本学園での就労がある場合とする <input type="checkbox"/> 利用時間が勤務時間外の場合、確認する場合がある <input type="checkbox"/> 就労に必要な日でなかった場合など不適切な使用が認められた場合は割引の取消費用の請求がある <input type="checkbox"/> ベビーシッター派遣事業割引券は、1日(回)につき対象児童1人につき2枚 1家庭につき1か月24枚まで、1年間に280枚までの使用とする <input type="checkbox"/> 1回につき、使用枚数×2,200円以上のサービス(交通費,保険料等は含まない)が対象である <input type="checkbox"/> 電子割引券を発券するスマートフォンは、Android 5.0 以降 11 以下、iOS 12以降 14 以下である <input type="checkbox"/> 電子割引券の使用方法については、以下HPを確認した [WEBサイト] <input type="checkbox"/> 都合により使用しなかった割引券については、該当の【割引券URL】を月末までに報告する			

《申請締切》利用予定日の1週間前まで

《申請・問い合わせ先》  
 大学事務局 職員課 16075